

(仮称)千葉県環境学習等行動計画の策定について

1 策定目的

本県の環境学習は、これまで千葉県環境学習基本方針（平成19年改定）により取り組んできたところであるが、平成24年に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「法」という。）により、都道府県及び市町村に、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）の努力義務が課された。

現行の県基本方針は環境学習を中心に策定しており、環境保全活動や環境保全の意欲の増進、協働取組に関する施策などは盛り込まれていないことから、新たに(仮称)千葉県環境学習等行動計画を策定することとする。

2 これまでの経過

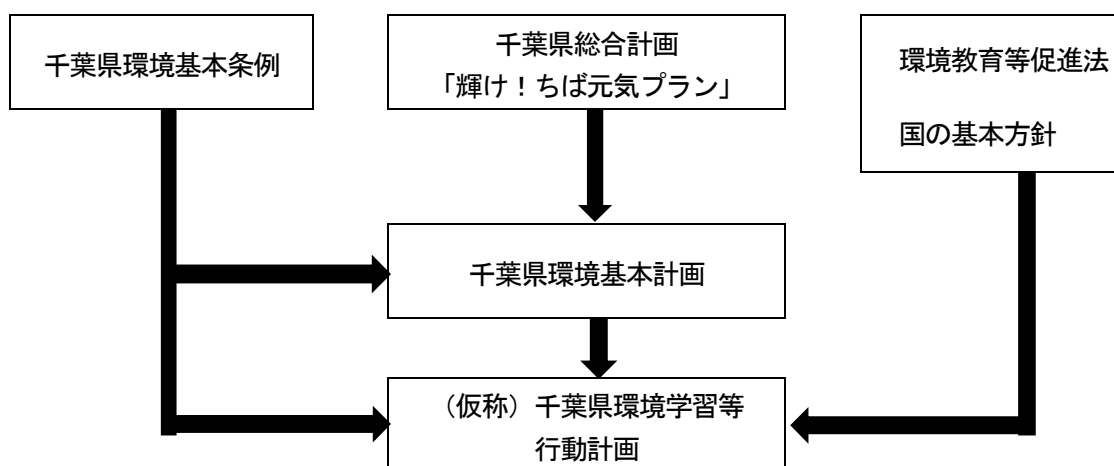
策定期間	計画等の名称
平成4年3月	千葉県環境学習基本方針の策定
平成19年9月	千葉県環境学習基本方針の改定
平成31年度中（予定）	(仮称)千葉県環境学習等行動計画の策定

3 計画の位置付け

(1) 法第8条に基づく行動計画

(2) 千葉県環境基本計画及び千葉県環境基本条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえ、環境学習の推進を図っていく上での基本的な考えとその方向を定めたもの

(参考) 千葉県の環境学習に関する法令・計画の体系図



4 行動計画策定の基本的な考え方

(1) 策定期間

上位計画である次期環境基本計画の策定（平成30年度末予定）を踏まえ、平成31年度中に行動計画を策定する。

(2) 計画期間

環境基本計画の計画期間と合わせ、2019（H31）～2028 を計画期間とし、必要に応じ適宜見直しを行うこととする。

※現行の基本方針は計画期間を設定していない。

(3) 行動計画策定の考え方

策定に当たっては、法や法第7条に基づく国の基本方針などを踏まえて策定する。
なお、推進施策については、千葉県環境学習基本方針の施策体系をベースとして策定する。

(4) 指標について

現行の基本方針では指標は設定していないが、行動計画の策定に合わせ、行動指標を設定する。行動指標は、行動計画（素案）の作成段階で提示する予定。

(5) その他

行動計画の策定により、千葉県環境学習基本方針は廃止する。

5 策定スケジュール

時期	策定の流れ
平成31年 2月	・知事から環境審議会に諮問 ・環境審議会から企画政策部会に付議
3月	・第1回企画政策部会（計画構成案等）
7～8月	・第2回企画政策部会（計画素案）
11月	・パブリックコメント
平成32年 1月	・第3回企画政策部会（計画案）
2月	・環境審議会から答申 ・計画決定、公表

(参考)

千葉県環境学習基本方針と（仮称）千葉県環境学習行動計画の比較

	基本方針	行動計画
策定年月	平成19年9月	平成31年度中（予定）
位置付け	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づく方針	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく行動計画
	「千葉県環境基本計画」及び環境基本条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえ、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたもの	「千葉県環境基本計画」及び環境基本条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえ、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたもの
策定主体	千葉県、千葉県教育委員会	千葉県
計画期間	設定なし	2019～2028年度 ※必要に応じて適宜見直し
指 標	設定なし	設定予定
点検・評価等	ちば環境学習ネットワーク会議（審議会等の見直しにより、平成24年度に環境審議会企画政策部に統合）	環境審議会企画政策部会